

## 令和2年度定期監査結果報告

監査基準（令和2年監査告示第2号）に準拠して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、下記のとおり提出します。

### 記

#### 第1 監査の対象

##### 1 対象事務

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）事務事業

##### 2 対象課

総務課及び環境技術課

#### 第2 監査の主な実施内容及び着眼点

監査対象課における財務に関する事務（収入事務・支出事務・契約事務・財産管理事務等）が、法令等に従い適正に執行されるとともに、地方自治法第2条第14項から第16項までの趣旨にのっとり、監査基準に基づき策定した令和2年度岸和田市貝塚市清掃施設組合定期監査実施計画に定める監査の着眼点について、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

#### 第3 監査の実施期間

令和2年8月25日から令和2年11月25日まで

#### 第4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。

##### 1 総務課

所管する事務事業全般について実施

岸和田市財務規則第27条（支払未済金の調定等）において、一般搬入分の廃棄物処理処分手数料未納分の調定処理について、当組合のマニュアルにある処理を行っていない。また、現行のマニュアルでは調定等の事務処理手順は定めているが、未収分の回収方法について定めていない。

##### 2 環境技術課

所管する事務事業全般について実施

工事を施工した業者に提出させる工事提出書類一覧表の「支給材料等受領書」の提出について、契約書では「引き渡しの日から7日以内に、受領書を提出しなければならない」となっているが、現状では工期末に一括して提出されている。

## 第5 監査の指摘事項について

指摘した事項については、その内容を十分検討し、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努め、令和3年1月27日までに指摘事項に対する改善の報告をされたい。